米子市犯罪のないまちづくり推進条例

（制定理由）

地域社会で発生する犯罪が、近年、多様化、複雑化、巧妙化、低年齢化するに伴い、市民の不安は高まり、日常生活の安全・安心が脅かされている。そこで、犯罪のない安全で安心できるまちづくりを推進するため、警察はもとより、市、市民、事業者等がその役割を認識し、地域社会全体が一体となって取り組むよう、制定するものです。

（制定内容）

(1)　基本理念に関すること（第３条関係）

(2)　市の役割に関すること。（第４条関係）

(3)　市民の役割に関すること。（第５条関係）

(4)　事業者等の役割に関すること。（第６条関係）

(5)　推進体制に関すること。（第７条関係）

（参考事項）

(1)　条例制定に至る経過

社会構造や経済状況の変化に伴い、近年、犯罪は多様化・複雑化・巧妙化し、さらに、犯罪年齢は低年齢化し、子どもたちが犠牲となる痛ましい事件も発生している。

このような状況の中、犯罪の発生を防止するためには、警察による取組だけでなく、市民一人ひとりが生活の安全に関する意識を高め、日常生活の中で防犯対策を実践するとともに、市民、事業者、ボランティア団体、ＮＰＯ、行政など地域社会全体が連携・協力して取り組むことが必要となっている。一部地域においても、青色回転灯を装備した自主防犯パトロールや地区住民による見回りを実施されるなど、

自主的な防犯活動の機運も高まってきている。

そこで、警察はもとより、市、市民、事業者、ボランティア団体、ＮＰＯなど関係機関等が、その役割を認識するとともに、それぞれの責務を果たし、犯罪のない安全で安心できるまちづくりを長期的かつ総合的な視点に立った活動として計画的・継続的に推進するため、「米子市犯罪のないまちづくり推進条例」を制定することとした。

(2)　他市の状況について

今回制定しようとしているいわゆる生活安全条例を制定していない市町村は、鳥取県下において、現在、米子市、境港市、智頭町の３市町

(3)　米子警察署管内における犯罪の発生状況について

ア　刑法犯の認知状況の推移

年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
１７年	１２	８６	１８６５	２５３	３２	４７５	２７２３
１６年	１３	８１	２１０４	２３３	３３	５２８	２９９２
１５年	１４	８５	２３１０	１６６	４５	５８６	３２０６
１４年	１１	９４	２１９１	１３５	１６	２６３	２７１０
１３年	１６	７３	２０８５	１１８	２９	１２１	２４４２

イ　認知された刑法犯のうち街頭犯罪等の発生状況の推移

年	侵入盗	自転車盗	車上ねらい	自販機ねらい	性的犯罪	万引
１７年	２５５	５１３	２１９	６５	２３	３３９
１６年	３１０	５５８	３２７	６５	２２	３２７
１５年	２２５	６９７	４１８	１４７	３６	３１５

１４年	２６８	５３３	４１０	２０８	１６	２９９
１３年	２９４	４６３	３２５	１９６	２９	２９１

米子市犯罪のないまちづくり推進条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、犯罪のないまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、犯罪の発生防止に関する安全活動を推進することにより、もって市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「市民」とは、市内に居住している者、市内に通勤又は通学する者及び滞在する者をいう。

２　この条例において「事業者等」とは、市内で事業を営む者、土地、建物、工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（基本理念）

第３条　犯罪のないまちづくりは、市、市民及び事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携を図りながら協働して行われなければならない。

２　犯罪のないまちづくりは、自らの地域は自らで守るという連帯意識と防犯意識のもとに推進されなければならない。

（市の役割）

第４条　市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

(1)　市民生活の安全に関する意識を高めるための広報、啓発及び情報提供に関すること。

(2)　犯罪の発生を防止するための地域における市民の自主的な安全活動の促進に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市民生活の安全を確保するために必要

な事項

２　前項各号に掲げる施策を実施するため、市は、市を所管する警察署や関係する機関又は団体と緊密な連携を図るものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、生活の安全に関する意識を高め、日常生活の中での防犯対策の実践に努めるものとする。

２　市民は、地域における連帯意識を高め、地域の安全を確保するための活動の推進に努めるものとする。

３　市民は、この条例の目的を達成するための市の施策に協力するものとする。

（事業者等の役割）

第６条　事業者等は、市民の生活の安全を確保し、犯罪の発生防止や犯罪被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　事業者等は、この条例の目的を達成するための市の施策に協力するものとする。

（推進体制）

第７条　市は、犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成１８年　　月　　日から施行する。